

郵政民営化に対する私どもの考え方

2007年5月15日

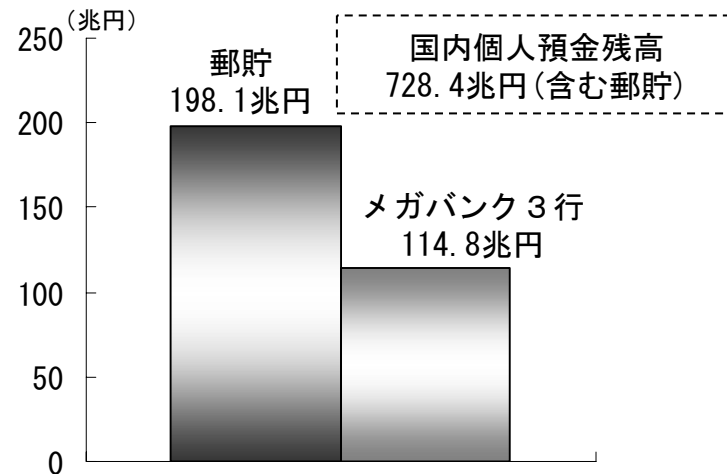
全 国 銀 行 協 会

1. 郵政民営化に関する基本的な考え方

- ◆ 郵貯事業が抱える問題の本質は、所見にある通り、「郵貯という官業により政府保証等に依存して行われてきた資金仲介が、規模の肥大化とあいまって、金融市場の機能に歪みを与えてきた」こと。
- ◆ こうした問題を解決すべく、官業としての郵便貯金事業を、
 - ①規模縮小、
 - ②公正な競争条件の確保、
 - ③民間金融機関としての経営管理体制の整備、等を通じ、民間金融市場に円滑に融合させることが必要。

民営化後の金融二社は、肥大化したバランスシートの規模を縮小するとともに、民間金融機関にふさわしいビジネスモデルへの革新を図ることが必要（郵政民営化委員会「所見」）

郵貯とメガバンク3行の個人預貯金残高比較

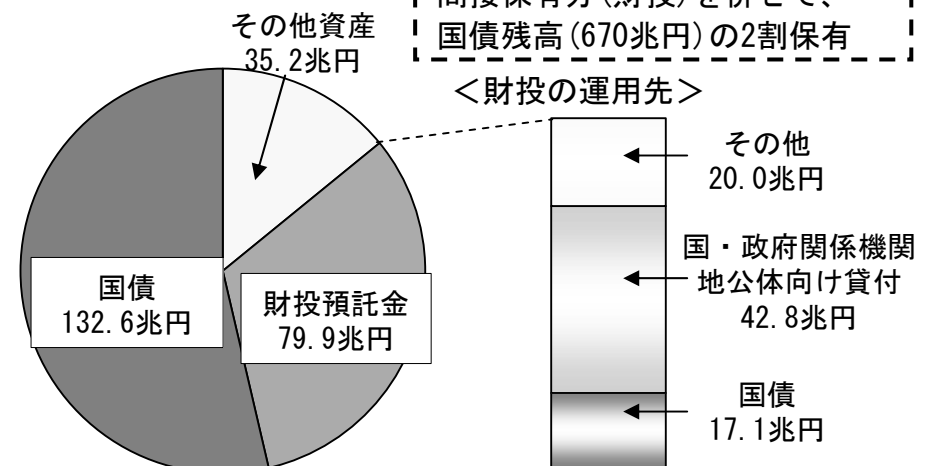


(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」、各行ホームページ

(注1) 預貯金残高は2005年度末の計数。

(注2) メガバンク3行の計数は、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行＋みずほコーポレート銀行、三井住友銀行の個人預金の合計値。

郵貯の資産保有状況



(資料) 日本郵政公社ホームページ、財務省ホームページ

(注1) 郵貯の資産保有状況、預託金の運用状況は2005年度末の計数。

(注2) 財投預託金の内訳については、2005年度末の財投預託金全体の運用状況を基に推計。

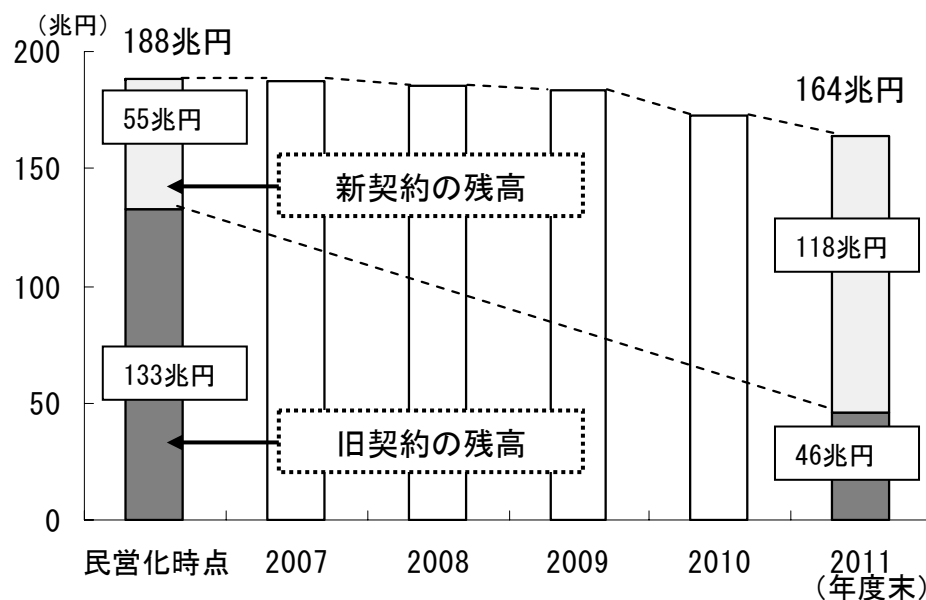
2. 「実施計画」の論点

(1) 規模縮小のための具体的なプランが盛込まれていない。

(2) 民営化後の早い段階において新規業務参入等が企図されている。

郵便貯金の残高推移（実施計画）

●実施計画は、旧契約の満期金の相当部分が新契約に振替わることを想定



（資料）日本郵政「実施計画」

「実施計画」で示されたポイント

＜郵便貯金銀行が参入を希望している新規業務＞

●運用ビジネスモデルの実現・ALMの高度化

- ✓ デリバティブ取引
- ✓ 金銭債権の取得・譲渡の自由化
- ✓ シンジケートローンへの参加
- ✓ 証券化商品
- ✓ 信託受益権への投資
- ✓ 株式の本体運用

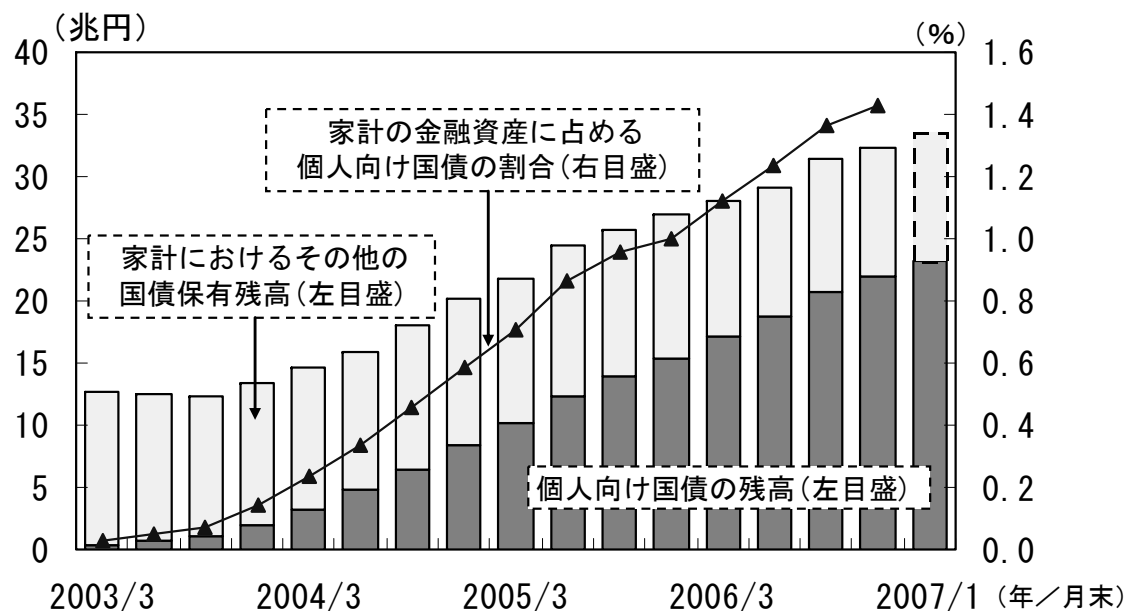
●リテールビジネスモデルの実現

- ✓ 取扱い金融商品の拡充（変額年金保険等）
- ✓ 住宅ローン／カードローン
- ✓ クレジットカード業務
- ✓ 流動性預金の限度額撤廃等

3. (1) 郵便貯金の規模縮小

- ◆ 「貯蓄から投資へ」という流れに則し、定額貯金等の満期金を国債・公社債投信等に振り向ければ郵便貯金残高は縮小。これは郵便貯金銀行の金利リスク軽減にも繋がる。
- ◆ また、国債管理政策面でも、個人の国債保有を促すことが必要。個人向け国債の商品性は、①元本が保証されている点や、②中途換金が可能である点など定額貯金と類似性があり、郵便局においても販売しやすい商品であるため、より積極的に取組む余地あり。

個人向け国債の残高の推移



(資料) 「国の債務管理の在り方に関する懇談会」第11回 (07/4/5) 配布資料④

(注) 2007年1月末の個人向け国債残高は、これまでの発行累計額24.6兆円から、中途換金により、国が買取った金額1.3兆円を差し引いた金額。

個人向け国債の取扱機関別販売実績
(2006年)

	販売額 (兆円)
郵便局	0.9
銀行等	4.1
証券会社	2.6
合 計	7.6

(資料) 財務省「日本国債ニュースレター」(07年4月号)

3. (2) 郵便貯金銀行の新規業務参入に対する考え方①

- ◆ 郵便貯金の民営化に際しては、経営の抜本的な効率化や経営管理態勢等の整備が不可欠。
- ◆ 郵便貯金銀行の新規業務参入に関する是非は、上記の基本的条件が満たされることを前提に、
 - ① 公正な競争条件が確保され民業圧迫とならないこと、
 - ② 規模の再拡大に繋がらないこと、
 - ③ 利用者保護の面で問題が生じないこと、等を総合的に検討して判断すべき。
- ◆ 一方で、利用者利便の向上や経営資源の有効活用の観点からは、郵便局ネットワークの開放等を推進し、幅広い民間商品の取扱い等に取り組むべき(*)。

(*) 地域密着型の金融サービスの提供、業者の参入機会の拡大等の観点からは、郵便局ネットワークを地域毎に開放することも考えられる。

3. (2) 郵便貯金銀行の新規業務参入に対する考え方②

前述の3要件に照らして、
民営化委員会の十分な調査
審議を前提に、新規参入の
検討対象となり得る業務

対象業務等(例)

- ✓ リスクヘッジ目的のオフバランス取引（金利スワップ・先物等）に限定したデリバティブ業務
- ✓ 運用業務のうち、証券化商品など、リスク分散、経営の安定性確保等に繋がるものについては取扱いを自由化

前述の3要件に照らして、
移行期間中の参入は問題が
大きいと考えられる業務等

対象業務等(例)

- ✓ 流動性預金の預入限度額の廃止
- ✓ 住宅ローン、カードローン等の貸出業務